

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人智頭町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年11月19日（金）
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

<p>総評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。 ・会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員選任解任委員会（以下「委員会」という。）について、次の不備が見られた。</p> <p>① 理事会の決議がないまま委員会を開催し、評議員を選任していた。</p> <p>② 評議員候補者のうち1名の選任決議が議事録で確認できなかった。</p> <p>については、委員会は、理事会で決議した上で通知により招集し、開催すること。また、②については、議事録の記載漏れである場合は、所要の修正を行うこととし、議決が漏れていた場合は、委員会を再度開催し、選任決議を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">（評議員選任解任委員会設置運営規程 第6条、第10条）</p>	<p>評議員選任解任委員会の開催について、理事会で決議した上で通知により招集し、開催する。</p> <p>なお、評議員候補者1名の選任決議が記載漏れであった議事録については所要の修正を行った。</p>
2	<p>評議員及び役員の候補者について、各評議員又は各役員と特殊の関係にないかについて確認を行ったか書面で確認できなかった。</p> <p>については、評議員及び役員の候補者をあらかじめ各候補者に提示するなどして、各評議員又は各役員と特殊の関係にないかの確認を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">（法第40条第4項及び第5項、法第44条第6項及び第7項）</p>	<p>評議員及び役員の候補者について、評議員及び役員の候補者をあらかじめ各候補者に書面で提示するなどし、各評議員又は各役員と特殊の関係にないかの確認をする。</p>
3	<p>勘定科目について、地域福祉事業拠点区分資金収支計算書の福祉資金基金積立資産取崩収入及び支出が、積立資産の取崩収入及び支出に計上されていた。また、障害福祉サービス事業拠点区分の就労支援事業明細書の期首材料棚卸高が期末材料棚卸高に計上されていた。</p> <p>については、福祉資金基金積立資産取崩収入及</p>	<p>地域福祉事業拠点区分資金収支計算書の福祉資金基金積立資産取崩収入及び支出について、基金積立資産の取崩収入及び支出に計上する。</p> <p>また、障害福祉サービス事業拠点区分の就労支援事業明細書</p>

	<p>び支出は、基金積立資産の取崩収入及び支出に計上し、期首材料棚卸高は、期首材料棚卸高に計上すること。</p> <p>なお、本件については、過去にも同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第12条 別表I)</p>	<p>の期首材料棚卸高について、期首材料棚卸高に計上する。</p>
4	<p>計算書類の附属明細書のうち、就労支援事業別事業活動明細書及び就労支援事業明細書について、作業ごとに記載がなかった。また、製造業務と販売業務に係る費用を区分しているにも関わらず、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書が作成されていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図るとともに、必要な書類は、定められた記載方法に従って適切に作成すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第30条、運用上の取扱い26、別紙3 (15) (16) (17) (18))</p>	<p>就労支援事業別事業活動明細書及び就労支援事業明細書について、作業ごとに記載する。</p> <p>また、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成する。</p>
5	<p>計算書類に対する注記(法人全体用及び障害福祉サービス事業拠点区分用)において、重要な会計方針として棚卸資産の評価基準は最終仕入れ原価法により評価する、と記載すべきところ記載されていなかった。</p> <p>については、計算書類に対する注記と経理規程との整合性を図ること。</p> <p>(会計省令第29条、経理規程第46条第2項)</p>	<p>計算書類に対する注記(法人全体用及び障害福祉サービス事業拠点区分用)において、重要な会計方針として棚卸資産の評価基準は最終仕入れ原価法により評価する、と記載する。</p>